ATM外貨預金入出金サービスお取扱規定

１．ATM外貨預金入出金サービスの内容について

「ATM外貨預金入出金サービス」(以下「外貨入出金サービス」といいます）とは、当行の現金自動預入.支払機（以下「ATM」といいます）を使用して、次の場合に利用することができるサービスをいいます。お取引時には、「ご利用明細」を発行しますので大切に保存してください。

(1) 外貨普通お預入れ

ATMにより、あらかじめ指定された円普通預金口座（以下「円預金口座」といいます）からご指定金額を払戻し、申込書記載の外貨（以下「外貨」といいます）に換算のうえ、あらかじめ指定された外貸普通預金口座（以下「外貨預金口座」といいます）へ入金する場合。

(2) 外貨普通お支払い

ATMにより、外貨預金口座からご指定金額を払戻し、円貨に換算のうえ、円預金口座へ入金する場合。

(3) 外貨定期お預入れ

ATMにより、円預金口座からご指定金額を払戻し、外貨に換算のうえ、自動継続型外貨定期預金（以下「自継外貨定期預金」といいます）を預け入れる場合。または外貨預金口座からご指定金額を払戻し、自継外貨定期預金を預け入れる場合。

(4) 外貨定期ご解約

ATMによりご指定の自継外貨定期預金を解約し、元金と利息（課税扱いの場合は税引き後の利息）の合計額を円預金口座へ入金する場合。またはご指定の自継外貨定期預金を解約し、元金と利息（課税扱いの場合は税引き後の利息）の合計額を外貨預金口座へ入金する場合。

(注) 設置場所、機種によりお取扱のできない ATMがありますので、あらかじめご承知おきください。

２．お取扱のできるカード

(1) 外貨入出金サービスを利用できるカードは総合口座の普通預金キャッシュカードとします。ただし、インターネット支店のキャッシュカードはご利用いただけません。

(2) 代理人カードではお取扱できません。

３．暗証の届出

外貨入出金サービスにより外貨普通お預入れ、外貨普通お支払い、外貨定期お預入れおよび外貨定期ご解約をするときに使用する暗証は、円預金口座の普通預金キャッシュカード（以下「カード」といいます）の暗証と同一の番号を使用します。

４．ATMによる外貨普通お預入れ

(1) 外貨入出金サービスにより外貨普通お預入れをするときは、ATMの画面に表示される操作手順に従って、ATMに円預金口座のカードを挿入し、届出の暗証とご指定金額を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、払戻請求書および外貨預金口座の入金票

の提出は必要ありません。円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

（2）前記（1）の操作においては、ATM の画面に表示された外貨普通お預入れの内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でお預入れ処理いたします。なお、外貨普通お預入れの訂正・取消はできません。

（3）ATM による外貨普通お預入れは、円指定の場合は千円以上、1 円単位、外貨指定の場合は 1 外貨通貨以上、1 外貨通貨単位で指定できるものとし、1 回あたりのお預入れ金額は当行の定める金額の範囲内とします。

５．ATM による外貨普通お支払い

（1）外貨入出金サービスにより外貨普通お支払いをするときは、ATM の画面に表示される操作手順に従つて、ATM に円預金口座のカードを挿入し、届出の暗証とご指定金額を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、入金票および外貨預金口座の払戻請求書の提出は必要ありません。円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

（2）前記（1）の操作においては、ATM の画面に表示された外貨普通お支払いの内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でお支払い処理いたします。なお、外貨普通お支払いの訂正・取消はできません。

（3）ATM による外貨普通お支払いは、円指定の場合は千円以上、1 円単位、外貨指定の場合は 1 外貨通貨以上、1 外貨通貨単位で指定できるものとし、1 回あたりのお支払い金額は当行の定める金額の範囲内とします。

６．ATM による外貨定期お預入れ

（1）外貨入出金サービスにより外貨定期お預入れをするときは、ATM の画面に表示される操作手順に従つて、ATM に円預金口座のカードを挿入し、届出の暗証とご指定金額およびその他の所定事項を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、円預金口座または外貨預金口座の払戻請求書、および自継外貨定期預金の入金票の提出は必要ありません。円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

（2）前記（1）の操作においては、ATM の画面に表示された外貨定期お預入れの内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でお預入れ処理いたします。なお、外貨定期お預入れの訂正・取消はできません。

（3）ATM による外貨定期お預入れは、円指定の場合は 1 万円以上、1 円単位、外貨指定の場合は 100 外貨通貨以上、1 外貨通貨単位（米ドルの場合 100 米ドル以上、1 米ドル単位）で指定できるものとし、 1 回あたりのお預入れ金額は当行の定める金額の範囲内とします。

７．ATM による外貨定期ご解約

（1）外貨入出金サービスにより外貨定期ご解約をするときは、ATM の画面に表示される操作手順に従って、ATM に円預金口座のカードを挿入し届出の暗証入力の後、ご解約する自継外貨定期預金の明細番号の選択とその他所定事項の入力を正確に行ってください。この場

合、円預金口座の通帳、自継外貨定期預金の払戻請求書、および円預金口座または外貨預金口座の入金票の提出は必要ありません。円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

(2) 前記 (1) の操作においては、ATM の画面に表示された外貨定期ご解約の内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でご解約処理いたします。なお、外貨定期ご解約の訂正・取消はできません。

(3) ATM によりご解約できる自継外貨定期預金の 1 口あたりの金額は、当行の定める金額の範囲内とします。

８．ご利用のできない場合

(1) 次の場合には、外貨入出金サービスをご利用いただくことができませんのであらかじめご承知おきください。

① カードの紛失または盗難のお届けが提出されている場合

② 相続の開始または破産、民事再生手続開始の申立等があった場合

③ お取引の対象となる外貨預金の全部または一部に差押え（仮差押え）がなされた場合

④ 当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

⑤ 前各号のほか、ATM でお取扱ができない事由が生じた場合。

(2) 外貨定期ご解約につきましては、ご解約する自継外貨定期預金の自動継続が停止している場合には ATM によるご解約はできません。

９．ATM の故障時等の取扱

(1) 停電.故障等により ATM が停止しその取扱いができない場合には、外貨入出金サービスはご利用できません。

(2) 外国為替相場の変動により、当行が ATM での外国為替相場の表示を停止した場合は外貨入出金サービスはご利用できません。

(3) 前記 (1) (2) により生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. ATM の操作等

ATM の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

11. 外貨入出金サービスの停止

(1) このお取扱いは、円預金口座または外貨預金口座を解約する場合には、同時に停止するものといたします。

(2) 当行が相当の理由があるとみとめた場合には、当行はいつでもこのお取扱いを停止することができるものとします。

12. 利用日・利用時間

外貨入出金サービスの利用日.利用時間については、当行が定めた時間内とします。

13. 規定の適用について

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定、スーパーカード規定ま

たはキャッシュカード規定によりお取扱いをいたします。

14. 規定の変更

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

2026 年 10 月 26 日現在